

令和5年（行ウ）第312号

令和6年（行ウ）第81号、同第86号、同第747号

伐採許可処分取消等請求事件

原告 大澤 暁 外4名

被告 新宿区（処分行政庁：新宿区長）

## 意見陳述書

令和8年 3月 6日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御 中

原告 大 澤 暁

私は、標記事件について、原告本人として、次のとおり意見を陳述します。

1 私は、新宿区に住んでおります「子どもたちの笑顔をつくる神宮外苑を考える会」代表の大澤暁と申します。神宮外苑のボランティア清掃活動や、神宮外苑の緑に親しむワークショップなどを行っております。これまで述べ500名以上がイベントに参加して下さっています。

2 この訴訟では、新宿区が出した神宮外苑の樹木伐採許可によって、100年前に国民が自らの手と資金で築いた杜が失われた問題や、気候変動の被害が大きくなる問題について訴えて参りました。審理の終結に当たり、この樹木伐採許可が、伐採対象となった建国記念文庫の杜を「樹林地」でないとして、本来は必要である行政指導も行わずに出された問題について訴えさせていただきます。

3 神宮外苑には建国記念文庫という森がありました。広さは約5,000㎡で周囲に開かれたとても美しく気持ちの良い森でした。この杜は、神宮外苑の創建当初に創り出され、戦禍の中でも焼失を免れ、100年を経て、ケヤキやスダジイの大木が逞し

く成長していました。同様の森林群落は、神宮内苑でも成長しており、共に歴史的、文化的価値を有する貴重な森林群落でした。私の子どもはそこでどんぐりを拾って遊んでいました。誰もが無料で入れる森としては、新宿区内でも数少ない貴重な場所でした。

4 2023年2月に新宿区は最初の神宮外苑の樹木伐採・移植の許可を出しました。樹木伐採許可書を見た時に、「建国記念文庫は樹林地ではないので、風致地区条例の新宿区の審査基準で定められている、木を半分残すようにと事業者に対する行政指導の対象とならない」

と書いてあり、私は驚愕しました。この貴重な森を、「樹林地と言わないならば」、どんなところを樹林地というのだろうか、と深い疑問に襲われました。

5 新宿区の担当課に聞いてみると、「川崎市の定義によると、神宮外苑の建国記念文庫は樹林地にあたらぬので、樹林地ではないとしています」という回答でした。川崎市の定義とは、「平均高さ5m以上の樹木が10平方メートルに1本以上の割合でまとまって存する300平方メートル以上の土地をいう」というものです。

たしかに川崎市のホームページにはそのように出ているのですが、なぜ新宿区なのに川崎市の定義が出てきたのだろうか？これまでもずっと新宿区は川崎市の定義を使って樹林地を決めてきたのだろうか？と更に疑問がわいてきました。

6 その疑問を新宿区の担当課の職員の方にぶつけてみましたが「こうした樹林地を判断する事例はあまりないので、過去にあったかどうか・・・」と決まりがわるそうに悪そうに黙ってしまいました。神宮外苑の建国記念文庫が樹林地だと行政指導が発生して問題となるので、新宿区とは全く関係のない川崎市の定義を無理やり持ってきたのではないかという疑念が生じました。

7 今回、この疑問を東京大学名誉教授の石川幹子先生にお伺いしたところ、なんと、先生は川崎市の環境審議会委員を10年以上にわたり務められ、部会長として法定計画である「緑の基本計画」の策定にあたられ、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定も20カ所以上、行ってこられました。が、「10㎡に1本があるところ

が樹林地」とする定義は、使われたことは、一度もなく、「緑の基本計画」にすら記載されてはいないということでした。新宿区は、川崎市に照会し、データの受け取り、今回の判断の根拠を提示すべきという御意見を頂戴しました、

8 そして、「樹林地」という用語は通称であり、このような重大な伐採事案に流用することはできないとし、法的、学術的用語の検証、森林植物群落調査の方法論、東京都環境影響評価技術指針、および、これを踏まえて実施された建国記念文庫における植生調査内容を、精査してくださいました。この結果、建国記念文庫の杜は、森林植物群落であることを、法的、学術的に立証され、新宿区の伐採許可において行政指導が行われなかったことの違法性について「意見書」を提出してくださいました（甲第93号証）。

10 この中で、驚くべき事実がわかりました。それは、先生は鎮座百年の明治神宮内苑調査の副座長も務められており、内苑の樹木調査を行っておられました。平成25年の樹木数は、21,139本(高木)、樹冠投影面積は、計測の結果、64haでしたので、10㎡当たりの樹木数は、0.3本でした。ちなみに建国記念文庫の森は0.29本で、見事に同じです。新宿区が採用した川崎市の樹林地の定義をあてはめると、明治神宮内苑の杜も「樹林地ではない」ということになるのです。あの豊かな明治神宮内苑の杜が樹林地でないと断言する人が、いるのでしょうか？つまり、川崎市の樹林地の定義を使えば、明治神宮内苑の杜の木々でさえも樹林地ではないとして、大量に伐採することができるのです。

11 石川先生曰く、成熟した森ほど、木の一本一本が太く大きくなり、その分、高木の本数は、減るとのことです。川崎市の樹林地の定義は、若い森には適用できるかもしれませんが、100年の成熟した森である明治神宮には当てはまらないのです。詳しい計算は先日提出しました「意見書」に書いてありますが、内苑・外苑ともに、10平方メートル当たり1本という川崎市の定義は満たしていません。では、内苑の森もが建国記念文庫の森も、森でないのか？そんなことはありません。あの豊かに繁った明治神宮内苑の森を思い起こして頂ければ明らかでしょう。10㎡あた

り、0.3本という数字は森が100年にわたって成熟したことを示すものであって、新宿区が主張するように、樹林地ではないというものではありません。

12 新宿区はどんな意図でこの川崎市の定義を採用したのでしょうか？これまでにこの定義を新宿区内のどこかの場所に使ったことがあるのでしょうか？石川先生は、新宿区都市計画審議会委員を10年以上、努めてこられました。適用された事例は、「寡聞にして知らない」とのことでした。また、新宿区はこの川崎市の定義が、他の自治体ではどのような場所に適用されているか調べたのでしょうか？いずれの質問にも新宿区は答えていません。釈明にも応じてくれませんでした。しかし、新宿区はこの問いにきちんと答える必要があります。

13 私たちは近隣住民を中心に、神宮外苑の樹木伐採工事がはじまった2024年10月28日から樹木伐採・移植工事の様子をほとんど毎日映像で撮影し続けてきました。何十本という美しい大きな木が目の前で無残に伐採される様子を見ることは、大変胸の痛むことでした。撮影に参加して下さったある方は「これは戦場にいるようなものだね。生命が次々と無残に奪われていくということでは一緒だよ」とおっしゃりましたが、本当にその通りだと思いました。木にチェーンソーの刃が入られる時に出る音は、木の泣き声のように聞こえました。チェーンソーの刃からこぼれ落ちる木くずは、まるで血しぶきのように見えました。

14 近隣住民にとっては日ごろ慣れ親しんだ、思い出のある場所がなくなっていくのを見るのはあまりにつらく、チェーンソーの音を聞くとトラウマのように伐採のシーンがフラッシュバックするようになってしまった方もいます。この樹木伐採許可はそれだけの精神的苦痛を与えているのです。ですから、新宿区はなぜ建国記念文庫を樹林地としなかったのか？という問いにきちんと答える必要があると思います。もし新宿区が建国記念文庫を樹林地から外すために都合の良い定義だからといって、それだけの理由で川崎市の定義を採用したのであれば、それは明らかに裁量権の範囲を超えています。

15 新宿区はまた、建国記念文庫が仮に樹林地だったとしても半分以上残るではないかと言っておりますが、これも誤った主張です。新宿は樹冠投影の元の面積と計画を資料として提示し、半分以上、残存させていると主張しています。「意見書」では、建国記念文庫の1本1本の樹種ごとに検証が行われています。結果として、樹冠投影面積、すなわち、保全される森林植物群落は、以前の38%にすぎないことが、明らかになりました。

16 この理由は、信じられないことに、新宿区が、もともと建国記念文庫になかった、第二球場から移植した木まで「建国記念文庫で残る木だ」としている点です。これは虚偽の証拠を提出していると言っても過言ではありません。また、地区計画で緑道として都市計画決定されている幅員6mのエリアに、高さ10～15mにもなる大木が存在しています。歩行者は、通行すらできません。安全な歩行者の通行を保証する緑道の基本的要件を満たしていないのです。また、新ラグビー場により明らかに枝葉をはることのできない樹冠も計上されています。半分以上になるように「数合わせ」のために、虚偽の操作が行われており、行政庁としてあるまじき行為です。

17 風致地区条例は、区民の大切な財産であり憩いの場である風致地区の風致を守るために存在する法令です。そのために新宿区の審査基準では、樹林地の伐採・移植を行う場合は、半分以上残すように行政指導するようにと定められているはずです。建国記念文庫の木はすでに大半が伐採・移植されてしまいました。しかし、もう終わったことだから仕方ないと片づけるわけにはいきません。なぜこのような、法を無視し、行政指導を行わずに、許可が下されたのか、きちんと検証する必要があります。

18 なぜならば、先ほども申し上げたように、この川崎市の定義を使えば、明治神宮内苑のような森でさえも、大量に伐採することができてしまうからです。今後新宿区はこの定義を使って、成熟した豊かな森をどんどん伐採していかけてしまうかもしれません。他の自治体も新宿区にならって、川崎市の定義を用いて歴史的な

森を伐採する可能性があります。そのようなことは気候変動による温暖化が生命の危険につながるようになってきている今、決して許されないでしょう。この驚くべき汚名がきせられていることを、156万人にのぼる川崎市民が知ることになれば、新宿区は、どのようにして釈明するのでしょうか？誤りは、きちんと正す必要があります。

裁判所におかれましては、以上の事実を踏まえた上で、厳正な判断を下して下さるようお願い申し上げます。

以上